

境港市学校給食センター
調理等業務委託募集要項

令和 3 年 10 月
境港市教育委員会

(目 次)

1 . 業務名	P. 1
2 . 目 的	P. 1
3 . 対象の施設.....	P. 1
4 . 業務内容	P. 1
5 . 履行期間	P. 2
6 . 委託事業者選定	P. 2
7 . 施設及び設備の使用	P. 2
8 . 調理食数	P. 2
9 . 給食実施回数	P. 2
10 . 応募資格	P. 3
11 . 応募手続	P. 4
12 . 選定	P. 7
13 . 委託料	P. 10
14 . 提案書に関する条件	P. 10
15 . 担当 (問い合わせ先)	P. 10

境港市（以下「市」という。）では、令和4年度から境港市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）の調理及び洗浄業務（以下「調理等業務委託」という）を民間事業者に委託するため、次のとおり公募型プロポーザル（企画提案）方式による委託事業者の募集を行うこととする。

この募集要項は、調理等業務委託に関する委託事業者の募集について、必要な事項を定めたものである。なお、本要項と併せて公表する次に掲げる資料等を含めて「募集要項等」と定義する。

仕様書：市が事業者に要求する具体的な業務仕様を示すもの

添付資料：本業務に関する参考資料

様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

1 業務名

境港市学校給食センター調理等業務

2 目的

学校給食の更なる質の向上を実現し、学校給食センターの安定的な運営を担保するため、優れた調理技術、衛生管理能力及び業務効率性を有する民間事業者を選定することを目的とする。

3 対象の施設

施 設 名	境港市学校給食センター
所 在 地	境港市竹内町2412番地
開 設 年 月	平成27年4月
建 物 構 造	鉄骨造 平屋建て
建 築 面 積	1,923.36m ²
シス テム・運 用	ドライシステム
給 食 配 食 校	9校（小学校6校、中学校3校）
調 理 食 数	約2,800食／日

4 業務内容

- (1) 食材検収補助
- (2) 調理（炊飯及び食物アレルギー対応食の調理を含む。）
- (3) 保存食の採取及び保管
- (4) 配缶及び輸送コンテナへの積込み
- (5) 食器、食缶、調理機器及び輸送コンテナの洗浄消毒保管

- (6) 残菜の計量及び処理
- (7) 施設及び設備の清掃並びに点検
- (8) 使用物品管理
- (9) その他機器の簡易な点検修繕
- (10) 衛生管理
- (11) 前各号に附帯する業務
- (参考) 業務に含まれない内容
 - ・献立作成
 - ・食材調達
 - ・給食費徴収等
 - ・施設及び設備等保守

5 履行期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

6 委託事業者選定

公募型プロポーザル（企画提案）方式による。

7 施設及び設備の使用

既存の施設及び設備を使用し、原則として、改造等は行わないこと。

8 調理食数

給食の供給対象は、児童、生徒、教職員、学校給食センター職員並びに学校給食センター所長が認めた者とする。

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
調理食数	2,800 食				

(注) 令和3年5月1日現在の児童生徒数等による推定食数。行事などにより変更がある。

9 給食実施回数

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	205 回				

(注) 給食を提供する日数（学校給食センターの調理稼働日）

10 応募資格

(1) 資格要件

次の要件を満たしていること。

- ア 学校給食法(昭和29年法律第160号)第1条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることに鑑み、児童及び生徒のために安全な学校給食の調理等を円滑実施できる者
- イ 法人格を有し、本業務の目的に沿って、業務内容を円滑に遂行することができるよう、安定的かつ健全な財務能力を有している者
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- エ 市における入札参加制限を受けていない者
- オ 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律154号)の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画許可の決定(確定したものに限る。)を受けた者を除く。)
- カ 国税及び地方税を滞納していない者
- キ 鳥取県内若しくは中海・宍道湖・大山圏域内に本社、支社、営業所又は出張所のいずれかを有している者
- ク 仕様書に示す実施体制を整備することができる者
- ケ 募集要項等に関する現地説明会に出席した者
- コ これまでに3,000食以上の学校給食調理業務の受託実績を3年以上有する者
- サ 過去3年以内に、学校給食調理業務又は大量調理施設において食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定による営業の停止の処分を受けていない者
- シ 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して2年を経過していない者
- ス 製造物責任法(平成6年法律第85号)の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している者
- セ 契約時に業務履行保証人を確保できる者
- ソ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)の利益につながる活動を行わない者又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(2) 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第2号）の提出日とする。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募事業者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

(3) 応募に関する留意事項

ア 応募事業者は、提案書の提出をもって募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

ウ 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とすること。

エ 応募事業者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として当該書類の作成者に帰属する。ただし、委託事業者に決定した事業者が提出した提案書の著作権は、市に帰属する。

オ 提出された書類については、提出期間に限り補正することができるものとするが、提出期間終了後は変更できないものとする。また、その理由のいかんに問わらず返却しない。ただし、市が必要と認める場合は、追加書類の提出や記載内容に関する聴き取り調査を行う場合がある。

カ 市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止する。

キ 参加表明書提出日から委託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とする。

（ア）応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

（イ）1の応募事業者が複数の提案を行った場合

（ウ）同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合

（エ）審査の公平性に影響を与える行為があった場合

（オ）著しく信義に反する行為があった場合

(4) その他

ア 市が提出する資料及び質問への回答書は、募集要項等と一緒にものとして、同等の効力を有するものとする。

イ 募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知する。

1.1 応募手続

- ・委託事業者予定者（優先交渉権者）は、公募型プロポーザル（企画提案）方式で選定する。

- ・実施スケジュールは次のとおりとする。ただし、受付期限が、「境港市の休日を定める条例」（平成元年境港市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。
- ・募集要項等に定める現地説明会に出席のない事業者については、応募を認めない。

① 募集開始	令和3年10月11日（月）
② プロポーザルに関する質問書の提出期限	令和3年10月19日（火）
③ 募集要項等に関する現地説明会	令和3年10月21日（木）
④ 参加表明書の提出期限	令和3年10月26日（火）
⑤ 参加資格確認結果通知書の送付	令和3年10月29日（金）
⑥ プロポーザルに関する質問への回答	令和3年10月29日（金）
⑦ 提案書類の提出期限	令和3年11月19日（金）
⑧ プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和3年12月 上旬
⑨ 審査結果発表及び通知	令和3年12月 中旬

（1）応募書類等の公表

本業務の委託に関する募集要項等は、境港市ホームページにて公表する。

ア 令和3年10月11日（月）より境港市ホームページで申請書類等をダウンロードすることができる。

イ 交付・公表資料

- (ア) 境港市学校給食センター調理等業務委託募集要項
- (イ) 境港市学校給食センター調理等業務仕様書
- (ウ) 境港市学校給食センター調理等業務委託様式集

（2）募集要項等に関する現地説明会

ア 日時：令和3年10月21日（木）午後3時30分～
※受付開始は午後3時

イ 場所：境港市竹内町2412番地 境港市学校給食センター

ウ 留意事項

- (ア) 現地説明会参加希望者は、令和3年10月19日（火）までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を、境港市学校給食センターへファックス又は電子メールにて連絡すること。

FAX 0859-21-2112

E-mail kyouikusoumu@city.sakaiminato.lg.jp

- (イ) 参加人数は、1応募事業者につき3名までとする。

- (ウ) 調理室等に入る者は、直近1ヶ月以内の検便検査結果（検査項目：赤

痢菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌O－157)、清潔な衣服(白衣及び帽子等)並びに調理靴(下処理室用・調理室用の2足)を用意すること。

(エ) 調理場の見学時は、市の指示に従うこと。

(3) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容に関する質問は、次のとおり受け付ける。

ア 質問書(様式第1号)に内容を簡潔にまとめて記載し、ファックス又は電子メールにより提出すること。

FAX 0859-21-2112

E-mail kyouikusoumu@city.sakaiminato.lg.jp

イ 提出期限:令和3年10月19日(火)午後5時

(4) 募集要項等に関する質問に対する回答

受付を行った質問への回答については、令和3年10月29日(金)までに境港市ホームページにて公開するものとし、これに掲載した回答は、募集要項等と一体のものとして効力を有するものとする。なお、電話及び口頭等の個別対応は行わない。

(5) 参加表明書(兼参加資格審査申請書)の受付

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式第2号)を次のとおり提出すること。

ア 提出期限:令和3年10月26日(火)午後5時

イ 提出書類:参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式第2号) 1部

ウ 提出先:境港市竹内町2412番地 境港市学校給食センター

エ 提出方法:提出先へ直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めない。

オ 参加資格審査

参加資格の有無を境港市教育委員会事務局教育総務課で審査し、結果を令和3年10月29日(金)に応募事業者に通知する。

カ 留意事項

参加表明書に添付する会社概要については、会社の沿革、組織、経営状況調査票及び直近3期分の財務諸表(損益計算書及び貸借対照表の写し)をA4判フラットファイルに綴じて提出するものとする。ただし、会社の沿革及び組織については、PR用パンフレットに替えることができる。

(6) 提案書類の受付

応募事業者は、次により提出するものとする。

ア 提出期限:令和3年11月19日(金)午後5時

イ 提出書類

(ア) 提案書(正本1部・副本9部提出)※別記「提出書類一覧」を参照す

ること。

(イ) 見積書（様式第14号） 1部

ウ 提出先：境港市竹内町2412番地 境港市学校給食センター

エ 提出方法：提出先へ直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めない。

オ 留意事項

(ア) 提案書の規格はA4判・縦型・横書き・左綴じで作成するものとし、ページを付して、各様式のほか、添付書類を含め、A4判フラットファイルに綴じて提出するものとする。なおフラットファイルの表紙及び背表紙に応募事業者の社名を表記すること。（様式第4号～様式第13号の枚数は各4ページ（両面印刷可）までとする。）

(イ) 無効（失格）となる提案書

①提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

③虚偽の内容が記載されているもの

(ウ) 見積書

①見積額は年度ごとに記載すること。

②仕様書に基づき作成すること。

③各年度の詳細な積算内訳書（項目：職員職種ごとの人件費明細、保健衛生費、現場経費、管理費等）を添付すること。

④見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者実印（法務局等が証明する印鑑）とする。ただし、市の入札参加資格申請において使用印鑑として届け出した印鑑があるときは、当該印鑑を押印するものとする。

⑤見積書に記載する委託料の金額には、消費税及び地方消費税を含めず記載すること。

⑥見積額が、委託業務における予定額を超える場合又は不正常に少額である場合など本業務の適正な履行に支障があると判断した場合は、失格とする。

12 選定

境港市学校給食センター調理等業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、以下の審査方法に基づき審査を行い、総合的に最も優れた委託事業者予定者（優先交渉権者）を選定する。

(1) 審査方法

ア 委員会は、各応募事業者のプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

日時：令和3年12月上旬

場所：境港市学校給食センター

※1 応募事業者のプレゼンテーション及びヒアリング時間は、30分以内と

する（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分を目安とする。）。

※パソコン、プロジェクター及びスクリーンは市で準備する。

イ プrezentationの順番は、参加表明書の受付順とする。

ウ 審査委員は、提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を評価し、得点の合計が最も高い提案をした応募事業者を最優秀提案者として選定する。

エ 委託事業者予定者選定審査基準

標準的な審査基準は次によるものとし、採点項目ごとに、次のとおり5点満点で評価するものとする。

非常に優れている・・・・・・5点

優れている・・・・・・・4点

普通である・・・・・・・3点

不十分である・・・・・・・2点

全く不十分、問題がある・・1点

a 企業評価（配点60点）

評価項目	評価の視点	評価方法
(a) 企業理念	・学校給食の意義や特色に対する理解度、取組み姿勢	様式第4号の審査
(b) 経営状況	・財務健全性（売上高、経常利益、自己資本比率等） ・専門スタッフ（技術者）の人数	様式第5号の審査
(c) 業務実績	・学校給食調理及び洗浄業務受託実績 (学校給食センター方式)	様式第6号の審査
(d) 危機管理体制 ※	・食中毒や異物混入等防止対策及び発生時の対処体制 ・生産物賠償責任保険（PL保険）等の損害賠償制度の加入グレード ・災害時対応 ・作業工程表、作業動線図 ・労働災害防止対策	様式第7号の審査

b 技術力評価（配点135点）

評価項目	評価の視点	評価方法
(a) 提案内容的確性 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の専門性及び安定的な提供に関する実施方針 ・サービス水準 	様式第8号の審査
(b) 人員配置体制	<ul style="list-style-type: none"> ・配置人数及び組織体制 ・業務責任者等の配置 ・配置者の資格及び経験内容 ・地元採用計画 ・従事者の休暇等における代替者確保体制 	様式第9号の審査
(c) 衛生管理体制 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者としての衛生管理対策や考え方 ・指導及び検査体制 ・従事者の健康管理対策 	様式第10号の審査
(d) 職員研修、移行準備等	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者に対する巡回指導及び研修計画 ・受託から給食開始までの従事者研修計画 	様式第11号の審査
(e) 食育の充実、学校との交流企画	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の充実関連活動 ・学校等との交流企画 	様式第12号の審査
(f) アレルギー対応食 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・類似対応施設実績 ・実施体制 	様式第13号の審査

c コスト評価（配点25点）

評価項目	評価の視点	評価方法
(a) 受託コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額は上限金額を超えていないか、不正常な金額でないか ・仕様内容及び提案内容と矛盾はないか 	様式第14号の審査

※a (d) 危機管理体制、b(a) 提案内容的確性、b (c) 衛生管理体制、b(f)
アレルギー対応食については、特に優れた提案に対し、集計の際に加点評価を与えて集計するものとする。

オ 審査委員及び関係市職員との接触の禁止

応募を予定する事業者は、審査委員及び関係市職員と本件提案についての接触（公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁止する。接触の事実が認められた場合には、失格とする場合がある。

カ 審査結果の通知及び公表

審査結果は、応募事業者全員に通知する。また、境港市ホームページでも公表する。

キ 優先交渉権者の決定

市は、委員会の審査結果を踏まえて委託事業者予定者（優先交渉権者）とされた事業者と業務委託契約の交渉を行うものとする。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、得点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結するものとする。

ク 審査の結果、適切な候補者がないときは、「適切な候補者事業者なし」として、再募集を行う場合がある。

1 3 委託料

調理等業務委託に関する委託料の総額は、次のとおり（5年間分合計）とし、見積額は、この額の範囲内で記入すること（消費税及び地方消費税は除く。）。

施設名	金額
境港市学校給食センター	371,500千円

1 4 提案書に関する条件

応募事業者は、提案書に関して次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 遵守法令等

- (ア) 学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他関連法規等
- (イ) 学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他の関連要綱等

1 5 担当（問い合わせ先）

この募集に関する担当は、次のとおりとする。

〒684-0043 境港市竹内町2412番地

境港市学校給食センター

電話：0859-21-2111

FAX：0859-21-2112

E-mail：kyouikusoumu@city.sakaiminato.lg.jp

〒684-8501 境港市上道町3000番地

境港市教育委員会事務局教育総務課管理係

電話：0859-47-1089

FAX：0859-47-1109

E-mail：kyouikusoumu@city.sakaiminato.lg.jp

(別記)

提出書類一覧表（様式集）

- ◆ 様式のサイズはA4判とする。（添付書式が認められているものもA4とする。）
- ◆ 様式第4号～様式第13号の提出枚数は、各4ページ（両面印刷可）までとする。
- ◆ 提出部数は、様式第2号は1部、様式第3号から様式第13号は正本1部・副本9部、様式第14号は1部とする。（副本については正本のコピーで可とする。）なお、各様式の設問において、記載事項がない場合も、空欄のままにせず「該当なし」等の表記を必ず行うこと。

様式	名称	備考
様式第1号	質問書	
様式第2号	参加表明書（兼参加資格審査申請書）	
様式第3号	参加審査に係る提案書類提出書	
様式第4号	企業理念に関する提案書	
様式第5号	経営状況に関する提案書	<ul style="list-style-type: none">・会社概要書、営業経歴書その他活動内容及び沿革を明らかにする書類並びに定款を添付すること。・直近3事業年度に係る財務諸表（貸借対照表及び損益計算書の写し）を添付すること。・直近1年間の国税及び地方税に滞納額がない旨を証明する書類を添付すること。
様式第6号	業務実績に関する提案書	
様式第7号	危機管理体制に関する提案書	
様式第8号	提案内容の的確性に関する提案書	
様式第9号	給食調理員人員体制（円滑な実施）に関する提案書	
様式第10号	衛生管理の体制に関する提案書	
様式第11号	職員研修、移行準備等に関する提案書	
様式第12号	食育の充実に関する提案書	
様式第13号	食物アレルギー対応食に関する提案書	
様式第14号	見積書	